戸籍・住民票等を請求できる方の範囲(早見表)

	印鑑証明書	注1住民票	広域交付 住民票	戸籍謄抄本 戸籍の附票		受理証明書	身分証明書	独身証明書
手数料	¥250	¥250	¥250	戸籍謄抄本 除籍・原戸籍謄抄本 戸籍の附票	¥450 ¥750 ¥250	¥350	¥250	¥250
本人	0	0	0	0		注3〇	0	0
同一世帯	0	0	0	注2×		×	×	×
直系血族	0	注2×	×	0		×	注4〇	×
その他の親族	0	注2×	×	注2×		×	×	×
第三者	0	注2×	×	注2×		×	×	×
備考	・必ず印鑑登録証の 提示が必要です。 ・郵送による取り扱 いはできません。		・官公署が発行した顔写真付きの身分証明書をお持ちでない場合、発行することができません。 ・本籍が記載されない住民票となりますので、本籍記載の住民票が必要な方は住民登録地へ請求してください。 ・委任状があっても上記の人以外には発行できません。			・届出した市町村での み発行できます。		・委任状があっても 上記の人以外には発 行できません。

注1 住民票コード又はマイナンバー記載のものは、委任状による請求の場合、本人宛に転送不可で郵送扱いとなります。

注2 請求者本人が、相続や裁判の手続きをしていることが分かる書類などをお持ちの場合、発行できる場合もあります。

注3 請求できるのは届出人本人のみです。

注4 直系血族でも配偶者・父母・子のみにしか発行できません。